

川崎市交通局企業職員の再任用及び再任用の任期の更新に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4、第28条の5及び第28条の6並びに川崎市職員の再任用に関する条例（平成12年川崎市条例第55号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の再任用及び再任用の任期の更新を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(選考区分)

第3条 交通局長（以下「局長」という。）は、次に掲げるときは、原則として別表に定める区分により選考を行うものとする。

- (1) 退職時において交通局に属する定年退職者等が再任用を希望したとき。
- (2) 定年退職者等であって、現に交通局で再任用されている者が任期の更新を希望したとき。
- (3) 退職時において他の任命権者の事務部局に属する定年退職者等であって、現に交通局において任用されている者が再任用を希望したとき。

(選考の特例)

第4条 局長は、他の任命権者との協議により、他の任命権者に対して選考の申込みを行った者を局長に対して申込みを行った者とみなして選考することができる。この場合において、選考は、当該他の任命権者が提出した書類により行うものとする。

2 局長は、選考の申込みを行った者について、他の任命権者との協議により、当該他の任命権者が行う選考を受けさせることができる。

(選考に関する事務)

第5条 局長は、選考について次に掲げる事務を行う。

- (1) 選考の案内に関すること。

(2) 選考を行うこと。

(3) 選考の結果を本人に通知すること。

(4) その他選考に関し必要なこと。

2 局長は、他の任命権者と協議し、前項の事務を計画的に実施するものとする。

(選考基準)

第6条 選考に当たっては、勤務成績が良好であり、かつ、就労意欲及び選考の対象となる職に必要な職務遂行能力を有すると認められることを基準とする。

(選考方法等)

第7条 局長は、次に掲げる方法により選考を行うものとする。

(1) 面接

(2) 勤務成績の判定

(3) 健康状況の判定

2 選考項目ごとの基準については、局長が別に定める。

3 任期を更新しようとする場合において、同一の職種名が付され、かつ、同一の職務の級が決定されるときは、第1項第1号に規定する面接を省略することができる。

(任期の更新に関する同意)

第8条 条例第3条第2項に規定する職員の同意は、局長が年度ごとに定める任期更新等意向調査書により確認するものとする。

(選考に関する調査)

第9条 局長は、第3条第2号及び第3号並びに第4条第1項の規定に基づき選考を行う場合には、必要な事項を調査することができるものとする。

2 局長は、第4条第2項の規定に基づき選考を行う他の任命権者の求めに応じて必要な協力をを行うものとする。

(選考結果の通知)

第10条 局長は、選考結果を本人に通知するものとする。ただし、前条第3項の規定によ

る選考を行った場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

(川崎市交通局企業職員の再任用及び再任用の任期の更新に関する要綱の廃止)

2 川崎市交通局企業職員の再任用及び再任用の任期の更新に関する要綱（13川交庶第935号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

選考区分	採用する職の範囲
事務職員	事務職員が就いている職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として局長が指定する職
技術職員	技術職員が就いている職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として局長が指定する職
技能職員・業務職員	技能職員又は業務職員が就いている職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として局長が指定する職